

アイスランドから日本へ渡航する際の陰性証明書の取得について

(アイスランド書式の有効性の補足)

令和4年5月17日

在アイスランド日本国大使館

現在、日本政府は新型コロナウイルス感染症に対する水際対策により、日本入国にあたってPCR検査等による陰性証明書の提示を求めています。

アイスランドにおいては、民間の病院等によるPCR検査を規制しており、海外渡航用のPCR検査を受検出来る施設は、レイキャビクに1か所、アークレイリに1か所しか存在しません。検査に際しては事前予約が必要となりますので、[こちら](#)のウェブサイトから予約の上、検査を受検してください。

なお、アイスランドから日本へ渡航する際は、日本書式を取得する必要はなく、アイスランド書式のみで航空機への搭乗、日本への入国が可能です。

【備考】

アイスランドで発行される陰性証明書には、[厚生労働省が掲げる要件](#)のうち、「国籍」「性別」「結果判明日」「証明書交付年月日」「医療機関陰影」が記載されていません。

しかしながら、「国籍」、「性別」などの人定事項については、パスポート等の身分証明書と照合して、本人のものと確認できれば足りることとなっています。

「結果判明日」、「証明書交付年月日」については、アイスランド書式には検体採取日時が記載されていることから、検体採取日時が出国72時間前以内であれば、結果判明日及び交付年月日も72時間前以内であることが明白であると判断できます。

「医療機関陰影」については、医師のサインをもって陰影が無くとも有効な証明書みなすことができることとなっています。